

## 労働審判法

(目的)

第一条 この法律は、労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争（以下「個別労働関係民事紛争」という。）に關し、裁判所において、裁判官及び労働関係に関する専門的な知識経験を有する者で組織する委員会が、当事者の申立てにより、事件を審理し、調停の成立による解決の見込みがある場合にはこれを試み、その解決に至らない場合には、労働審判（個別労働関係民事紛争について当事者間の権利関係を踏まえつつ案の実情に即した解決をするために必要な審判をいう。以下同じ。）を行う手続（以下「労働審判手続」という。）を設けることにより、紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図ることを目的とする。（管轄）

第二条 労働審判手続に係る事件（以下「労働審判事件」という。）は、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する地方裁判所、個別労働関係民事紛争が生じた労働者と事業主との間の労働関係に基づいて当該労働者が現に就業し若しくは最後に就業した当該事業主の事業所の所在地を管轄する地方裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所の管轄とする。

3 労働審判事件は、日本国内に相手方（法人その他の社団又は財團を除く。）の住所及び居所がないとき、又は住所及び居所が知れないときは、その最後の住所地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

4 労働審判事件は、相手方が外国の社団又は財團である場合において、日本国内にその事務所又は営業所の所在地が知れないときは、代表者その他他の主たる業務担当者の住所地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。（移送）

第三条 裁判所は、労働審判事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立て

により又は職権で、これを管轄裁判所に移送する。

2 裁判所は、労働審判事件がその管轄に属する場合においても、事件を処理するために適当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該労働審判事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。（代理入）

第四条 労働審判手続については、法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ代理人となることができない。ただし、裁判所は、当事者の権利利益の保護及び労働審判手続の円滑な進行のために必要かつ相当と認めるときは、弁護士でない者を代理人とすることを許可することができる。

2 裁判所は、前項ただし書の規定による許可を取り消すことができる。（労働審判手続の申立て）

第五条 当事者は、個別労働関係民事紛争の解決を図るために、裁判所に対し、労働審判手続の申立てをすることができる。

2 前項の申立ては、申立書を裁判所に提出してしなければならない。

3 前項の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人  
二 申立ての趣旨及び理由  
(不適法な申立ての却下)

第六条 裁判所は、労働審判手続の申立てが不適法であると認めるときは、決定で、その申立てを却下しなければならない。（労働審判委員会）

第七条 裁判所は、労働審判官一人及び労働審判員二人で組織する労働審判委員会で労働審判手続を行う。（労働審判官の指定）

第八条 労働審判官は、地方裁判所が当該地方裁判所の裁判官の中から指定する。（労働審判員）

第九条 労働審判員は、この法律の定めるところにより、労働審判委員会が行う労働審判手続に関与し、中立かつ公正な立場において、労働審判事件を処理するために必要な職務を行ふ。（労働審判員）

第十条 労働審判員は、労働関係に関する専門的な知識経験を有する者のうちから任命する。（手続の非公開）

第十六条 労働審判手続は、公開しない。ただし、労働審判委員会は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

3 識識を有する者のうちから任命する。

4 労働審判員は、非常勤とし、前項に規定するもののほか、その任免に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

4 労働審判員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

5 裁判所は、労働審判事件ごとに、裁判所が指定する（労働審判員の指定）。

6 裁判所は、前項の規定により労働審判員を指定するに當たっては、労働審判員の有する知識経験その他の事情を総合的に勘案し、労働審判員を確保するように配慮しなければならない。（労働審判員の除斥）

7 第十一条 労働審判員の除斥については、非訟事件手続法（平成二十一年法律第五十一号）第十一条及び第十三条第二項、第四項、第八項及び第九項の規定（忌避に関する部分を除く。）を準用する。

2 労働審判員の除斥についての裁判は、労働審判の所屬する地方裁判所がする。（決議等）

2 第十二条 労働審判委員会の決議は、過半数の意見による。

2 労働審判委員会の評議は、秘密とする。（労働審判員の指揮）

3 第十三条 労働審判手続は、労働審判官が指揮する。（労働審判手続の期日等）

2 第十四条 労働審判官は、労働審判手続の期日を定めて、事件の関係人を呼び出さなければならぬ。裁判所書記官は、前項の期日について、その経過の要領を記録上明らかにしなければならない。（労働審判手続の期日等）

3 第十五条 労働審判官は、労働審判官が命じた場合に第一項の期日にについて、調書を作成しなければならない。（労働審判手続の期日等）

2 第十六条 労働審判官は、労働審判手続の送達について、その期日を定めて、事件の関係人を呼び出さなければならぬ。裁判所書記官は、労働審判官が命じた場合に第一項の期日にについて、調書を作成しなければならない。（労働審判手続の期日等）

3 第十七条 労働審判委員会は、相当と認めるときは、裁判所書記官に、その主文及び理由の要旨を記載せしめなければならない。（手続の非公開）

4 第十八条 各当事者は、調停が成立した場合において、その支出した費用のうち調停条項中に規定するものとする。

5 第十九条 労働審判委員会は、審理の結果認められる当事者間の権利関係及び労働審判手続の経過を踏まえて、労働審判を行ふ。（審理の終結）

6 第二十条 労働審判委員会は、審理の結果認められた当事者間の権利関係及び労働審判手続の経過を踏まえて、労働審判を行ふ。（審理の終結）

7 第二十一条 労働審判委員会は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該労働審判事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。（異議の申立て等）

四 労働審判員は、労働審判に対する申立ての規定による労働審判の告知を受けた日から二

週間の不変期間内に、裁判所に異議の申立てをすることができる。裁判所は、異議の申立てが不適法であると認めるときは、決定で、これを却下しなければならない。

3 不適法な異議の申立てがあったときは、労働審判は、その効力を失う。

4 不適法な異議の申立てがないときは、労働審判は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

5 前項の場合において、各当事者は、その支出した費用のうち労働審判に費用の負担についての定めがないものを自ら負担するものとする。  
(訴え提起の擬制)

## 第二十二条 労働審判に対し不適法な異議の申立てがあつたときは、労働審判手続の申立てに係る請求については、当該労働審判手続の申立ての時に、当該労働審判が行われた際に労働審判事件が係属していた地方裁判所に訴え提起があつたものとみなす。この場合において、当該請求について民事訴訟法第一編第二章第一節の規定により日本の裁判所が管轄権を有しないときは、提起があつたものとみなされた訴えを却下するものとする。

2 前項の規定により訴え提起があつたものとみなされる事件(同項後段の規定により却下するものとされる訴えに係るもの)を除く)は、同項の地方裁判所の管轄に属する。

## (労働審判の取消し)

### 第二十三条 第二十条第四項の規定により審判書

を送達すべき場合において、次に掲げる事由があるときは、裁判所は、決定で、労働審判を取り消さなければならない。

一 当事者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れないこと。

二 第二十条第五項において準用する民事訴訟法第七十条第一項の規定により送達をすることができないこと。

三 外国においてすべき送達について、第二十

条第五項において準用する民事訴訟法第一百八

条の規定によることができず、又はこれによ

つても送達をすることができないと認められること。

### 第二十四条 労働審判委員会は、事案の性質に照

する書面の送付がないこと。

### 第二十五条 労働審判手続の申立ての取下げ

(費用の負担)

### 第二十六条 裁判所は、労働審判手続の申立ての取下げ(第十八条及び第二十一条第五項に規定する場合を除く)において、必要と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該労働審判事件に関する手続の費用の負担を命ずる決定をすることができる。

(事件の記録等)

### 第二十七条 劳働審判手續の申立てがあつた事件

について訴訟が係属するときは、受訴裁判所

は、労働審判手續を中止することができる。

(即時抗告)

### 第二十八条 第二十五条の規定による決定に対し

ては、即時抗告をすることができる。

2 第六条、第二十一条第二項、第二十三条第一

項及び第二十五条の規定による決定に対する即

時抗告は、執行停止の効力を有する。

### 第二十九条 労働審判官の呼出しを受けた事件の

他の申述については、民事訴訟法第一編第八

章の規定を準用する。この場合において、同法

の第四項、第二項及び第七項において同じ

こと。

### 第三十条 労働審判官の呼出しを受けた事件の

関係人が正当な理由がなく出頭しないときは、

裁判所は、五万円以下の過料に処する。

### (措置違反に対する制裁)

「当事者又は参加人(労働審判法第二十九条第

二項において準用する民事調停法(昭和二十六

年法律第二百二十二号)第十一條の規定により

労働審判手續に参加した者をいう。第百三十三

条の四第一項、第二項及び第七項において同じ

こと。」と、同法第二百三十三條の二第二項中「訴

訟記録等(訴訟記録又は第百三十二条の四第一

項の处分の申立てに係る事件の記録をいう。第

百三十三条の四第一項及び第二項において同

じ。」とあるのは、「労働審判事件の記録」と、

同法第二百三十三條の四第一項中「者は、訴訟記

録等」とあるのは、「当事者若しくは参加人又は

利害関係を疎明した第三者は、労働審判事件の

記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「

当事者又は参加人」と、「訴訟記録等」とある

のは「労働審判事件の記録」と、同条第七項中

「当事者」とあるのは「当事者若しくは参加人」と読み替えるものとする。

### (評議の秘密を漏らす罪)

第三十二条 当事者が正当な理由がなく評議の経過又は労働審判官若しくは労働審判員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

### (最高裁判所規則)

第三十三条 労働審判官又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

### (第三十四条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第三十五条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第三十六条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第三十七条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第三十八条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第三十九条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第四十条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第四十一条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第四十二条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第四十三条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第四十四条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第四十五条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第四十六条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第四十七条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第四十八条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第四十九条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第五十条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第五十一条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第五十二条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第五十三条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第五十四条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第五十五条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第五十六条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第五十七条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第五十八条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第五十九条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第六十条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第六十一条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第六十二条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第六十三条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第六十四条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第六十五条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第六十六条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第六十七条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第六十八条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第六十九条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第七十条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を漏らしたとき

は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に

処する。

### (第七十一条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたこ

とにについて知り得た人の秘密を

一 第五百九条の規定 公布の日  
附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第一百二十五条の規定 公布の日  
 二 第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に関する法律第二十八条の第一項の改正規定及び同法別表第一の一七の項イ（イ）の改正規定（取消しの申立て）の下に「、秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をすることが許可を求める申立て」を加える部分に限る）、第五条中人事訴訟法第三十五条の改正規定、第六条の規定並びに第九条中民事執行法第一百五十六条の改正規定、同法第一百五十七条第四項の改正規定、同法第一百六十一条第一項の改正規定、同法第一百六十二条の次に一条を加える改正規定、同法第一百六十五条第一号の改正規定、同法第一百六十六条第一項第一号の改正規定、同法第一百六十七条の十第一項の改正規定及び同法第一百六十七条の十四第一項の改正規定並びに附則第四十五条及び第四十八条の規定、附則第七十一条中民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十条第五项の改正規定、附則第七十三条の規定、附則第八十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第一百三十六号）第三十条第四項の改正規定及び同法第三十六条第五項の改正規定並びに附則第八十六条、第九十一条、第九十八条、第一百十二条、第一百十五条及び第一百十七条の規定、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）この附則に定めるもののほか、この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、政令で該各号に定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、政令で該各号に定める日から施行する。

（政令への委任）この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定 同法第二十五条の改正規定 同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（の謄本）の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十一条第四項の改正規定を除く）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日